

ソラカメ Proサービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社ソラコム（以下「当社」といいます。）が提供するソラカメ Proサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供条件及び当社とユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

第1章 総則

第1条 適用

- 1 本規約は、本サービスの利用に関する当社とユーザーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。本ウェブサイト（第2条に定義します。）上の本サービスの仕様、本サービスの利用に関するルール及び当社が別途ユーザーに提示する本サービスに関する説明資料（以下、これらを総称して「本サービス仕様等」といいます。）は本規約に基づく契約の一部を構成します。ユーザーは、本サービス仕様等について十分に理解をした上で本サービスを利用しなければならないものとします。なお、本サービスは、法人のお客様向けに提供するサービスです。
- 2 本規約の内容と、本サービス仕様等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されます。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「ユーザー」とは、本規約に同意の上、当社との間で利用契約を直接締結した法人を意味します。
- (2) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

- (3) 「本ウェブサイト」とは、当社が運営するウェブサイトを意味します。当社が運営するウェブサイトは以下を含みますが、これに限られません。
- (a) URLが「<https://sora-cam.com/>」のウェブサイトおよび、その配下の全てのウェブサイト
 - (b) <https://soracom.jp/store/35069/>
 - (c) <https://users.soracom.io/ja-jp/tools/api/reference/#/SoraCam>
 - (d) <https://users.soracom.io/ja-jp/docs/soracom-cloud-camera-services/>
- (4) 「本サービス利用料」とは、本サービスの利用料を意味します。
- (5) 「利用契約」とは、本規約及び当社とユーザーの間で締結する、本サービスの利用契約を意味します。
- (6) 「本製品」とは、本サービスの利用のために当社が提供するハードウェアを意味します。ただし、SIMを除きます。
- (7) 「接続機器」とは、本サービスの利用のために本製品とインターネットにより接続される家庭用電気機器を意味します。
- (8) 「ISP等」とは、ユーザーにインターネット接続サービス等を提供する事業者を意味します。
- (9) 「基幹サービス」とは、当社が本サービスをユーザーに提供するのに必要なサービスであって、電気通信事業者又はクラウド提供事業者が当社に対して提供するものを意味します。
- (10) 「基幹サービス提供事業者」とは、当社に対して基幹サービスを提供する電気通信事業者又はクラウド提供事業者を意味します。
- (11) 「視聴管理ツール」とは、本サービス又はSoracom Cloud Camera Services「ソラカメ」により撮影される映像ないし画像(以下「映像等」といいます。)のリアルタイムでの視聴、本サービスにより保存された映像等の視聴その他本サービスを利用するにあたっての各種操作をするために当社が提供する、PCのウェブブラウザ向けツール及びモバイルアプリケーションを総称したものを意味します。

第3条 ハードウェアその他の設備

- 1 本製品その他の本サービスの提供を受けるために必要なハードウェア、スマートフォンその他の機器、接続機器、通信手段、ソフトウェア等は、ユーザーが自らの責任と費用において、適切に設置及び操作しなければなりません。かかる設置及び操作等について当社は一切の責任を負いません。なお、ユーザーと当社との間の本製品の売買契約に

は、別に定める物品販売規約 (https://soracom.jp/files/terms/devicejp_terms.pdf) が適用されます。

- 2 ユーザーは、ユーザーのインターネット接続環境等によって、本サービスを利用又は閲覧するために通信費等が別途必要となることに同意し、同通信費等の一切を負担するものとします。
- 3 ユーザーは、ユーザーのインターネット接続環境等によって、本サービスの一部を閲覧又は利用できない可能性があることを予め了承するものとします。
- 4 本製品は、第3章に定めるplan-MC2 の SIM 及び通信回線を利用することを前提としており、plan-MC2 以外の SIM 又は通信回線を本製品に利用することはできません。ユーザーが plan-MC2 以外の SIM 又は通信回線を本製品に利用した場合、当社は、当該利用に起因又は関連して本製品又は本サービスに生じた不具合その他の損害について、一切の保証を行わず、かつ責任を負わないものとし、当社はこれに関する一切のサポートを提供しないものとします。

第4条 申込の方法

本サービスの利用申込者(以下、「申込者」といいます。)は、本規約を承認した上で、当社所定の手続に従ってオンラインサインアップによる申込(以下、「申込」といいます。)を行うものとします。

第5条 申込の承諾

- 1 当社は、申込者に対して、申込者が本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。
- 2 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合を除き、当該申込を承諾します。
 - (1) 申込者が本規約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき (禁止行為を行うおそれがあるときを含む)
 - (2) 申込者に対する本サービスの提供により、当社又は他のユーザーの信用又は利益を損なうおそれがあるとき
 - (3) 申込者に対する本サービスの提供により、当社若しくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。

- (5) 当社が申込者との契約を解除したことがあるとき。
- (6) 申込者が当社に対し虚偽の事実を通知し、又は虚偽の情報を登録したとき。
- (7) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
- (8) 申込者が本サービスを適切に利用する意思が無いとき。

第6条 契約の効力発生

利用契約は、申込を当社が第5条(申込の承諾)に基づき承諾した日に申込者と当社の間で効力を生じるものとします。

第7条 アカウント

- 1 本サービスを利用するためには、ユーザーは、有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウント(以下「ソラコムアカウント」といいます。)を作成しなければなりません。本規約で明示的に認められている場合を除き、ユーザーは一つの電子メールアドレスにつき、一つのソラコムアカウントのみ作成することができます。
- 2 当社は、ユーザーに対し、前項に基づき作成されるソラコムアカウントに当社が提供するシステムにログインするためのIDであるログインID(以下「本ログインID」といいます。)及びログインパスワード(以下「本ログインパスワード」といいます。)を付与します。
- 3 ユーザーは、自己の責任において本ログインID及び本ログインパスワードを管理するものとし、本ログインID及び本ログインパスワードを第三者に貸与、譲渡若しくは使用許諾又は第三者の利益のために使用してはならないものとします。また、ユーザーは、ソラコムアカウントの不正使用若しくはそのおそれを認識した場合又はソラコムアカウント情報の紛失若しくは盗難があった場合、直ちに当社にその旨通知するものとします。
- 4 ユーザーは、自らのソラコムアカウントに基づき生じるあらゆる事象につき、かかる事象がユーザー、ユーザーの役員若しくは従業員、又は第三者による不正使用若しくは誤使用のいずれによるものかを問わず一切の責任を負うものとし、当社は何らの責任も負担しないものとします。また、かかるソラコムアカウントの使用に基づき当社に損害が発生した場合、ユーザーは当社に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。

第8条 禁止行為

- 1 ユーザーは、本サービス又は本製品の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為、又はそのおそれのある行為をしてはなりません。

- (1) 当社のネットワーク又はシステムに不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
 - (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (3) 当社、他のユーザー又はその他第三者に対する詐欺又は脅迫行為
 - (4) 本人の同意を得ることなく又は偽計により第三者の個人情報を収集する行為
 - (5) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
 - (6) わいせつな情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
 - (7) 反社会的勢力等への利益供与
 - (8) 当社又は第三者の財産、知的財産権、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (9) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
 - (10) 本サービスもしくは本製品のリバースエンジニアリング等の解析行為又は本製品を改造する行為
 - (11) 当社又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (12) 第25条（ユーザーによる第三者への提供）に定める条件によることなく、本サービスを第三者に提供する行為
 - (13) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (14) 本サービスの終了後に本サービス及び本製品を利用する行為
 - (15) 本サービスに係る本ログインID及び本ログインパスワード等の認証情報の管理を怠り、又は当社の承諾なく第三者にこれを開示、貸与、共有、漏えい等をする行為
 - (16) 当社の信用を毀損し又は当社の財産を侵害する行為
 - (17) 前各号の他、法令もしくは公序良俗に違反する行為
 - (18) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 当社は、本サービスにおけるユーザーの行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用停止等の措置を採ることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置によってユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 ユーザーは、本条第1項各号のいずれかに該当する行為により当社に損害を与えたときは、当社が被った全ての損害を賠償するものとします。

第9条 本サービスの停止・終了等

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検、保守又は修理作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 天災地変、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議、電気通信事業者等による電気通信サービス停止、基幹サービス提供事業者による当社への基幹サービス提供停止、プラットフォーム提供者によるサービス停止その他の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はユーザーに事前に通知するものとします。当社は、本条に基づき当社が行った措置によってユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。当社は、本サービスの終了後、本サービスにより保存された録画データその他の記録を保存し続ける義務を負いません。

第10条 権利の帰属

本ウェブサイト、本サービス及び本製品に関する知的財産権その他の権利は全て当社、当社にライセンスを許諾している者、ISP等又は当社が提携するその他の事業者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本ウェブサイト、本サービス又は本製品に関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権のユーザーへの移転又はユーザー以外の第三者への利用許諾を意味するものではありません。

第11条 保証の否認及び免責

- 1 当社は、本サービス及び本製品がユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品価値・正確性・有用性を有すること、本サービスが中断されないこと、第三者の権利を侵害していないこと、ならびにユーザーによる本サービス及び本製品の利用がユーザーに適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合が生じないことの保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。
- 2 本サービス又は本ウェブサイトに関連してユーザーと他のユーザー、ISP等又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は責任を負いません。

第12条 損害賠償

- 1 ユーザーは、本規約、各ガイドライン若しくは法令の定めに従ったことにより又は故意若しくは過失により、当社又はISP等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負い、いかなる場合も当社及びISP等を含む第三者を免責するものとします。
- 2 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によって本サービスが利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
- 3 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスが、当社が利用不能となったことを認識してから24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)、継続して完全に利用不能となった場合において、ユーザーから請求があった場合、当社は、ユーザーに対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した日数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に応じた本サービス利用料の金額を、当該ユーザーに対する請求額から減額します。但し、ユーザーが利用不能となったことを知った日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、ユーザーは、その権利を失うものとします。また、本サービスの利用不能につき、当社が負う責任及びユーザーに与えられる救済手段は、本条に定める減額に限られるものとします。
- 4 事由の如何を問わず、当社がユーザーに対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額の本サービス利用料(ただし、本製品の代金を除きます。)を上限とします。
- 5 前各項の規定にかかわらず、基幹サービス提供事業者の帰責事由による本サービスの利用不能の場合には、当社は、基幹サービス提供事業者から受領した損害賠償額を限度としてユーザーに生じた損害(但し、現実には発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含みません。)につき責任を負います。
- 6 当社は、本サービスの提供が行われなかったことによる逸失利益及びユーザーの顧客、ユーザー顧客その他の第三者からユーザーへの問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、ユーザーはかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとします。
- 7 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はかかる変化又は消失につき責任を負いません。

- 8 前各項による当社の損害賠償責任の制限は、当社の故意又は重大な過失によりユーザーに損害が生じた場合には適用しないものとします。

第13条 本サービス利用料

- 1 ユーザーは、本サービス利用料として、本規約に定めるもののほか、利用契約において定める利用料金を、当社が定める支払方法により支払うものとします。振込手数料はユーザーの負担とします。
- 2 本サービス利用料の計算等については、「料金計算の方法等に関する規約」によりま
- す。
- 3 ユーザーは、本サービス利用料を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
- 4 ユーザーは、本サービス利用料その他の本規約に基づく支払債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
- 5 当社は、基幹サービス提供事業者による料金の改定、本サービスの提供に要する費用の増加、法令等の制定又は改廃その他の事由により必要が生じた場合には、本サービス利用料を変更することができるものとします。これにより本サービス利用料を増額する場合には、当社は、変更後の本サービス利用料及びその効力発生日を、効力発生日の相当期間前までに、第17条に定める方法により告知するものとします。効力発生日までに利用契約が解約されず存続している場合には、ユーザーは当該変更を承認したものとみなします。

第14条 期限の利益喪失

- 1 ユーザーは、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、当社に対して負担する本サービス利用料その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその本サービス利用料その他の債務を弁済しなければならないものとします。また、以下の各号に定める事由が解消されない限り、当該事由が発生したのちに発生する債務については、ユーザーは、当社から請求があれば直ちに弁済しなければならないものとします。
 - (1) ユーザーが支払不能に陥ったと当社が認めたとき。
 - (2) ユーザーについて、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他法令に基づく

倒産処理手続が開始されたとき。

- (3) ユーザーに係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) ユーザーの資産について、仮差押え、仮処分、仮登記仮処分、保全差押え、差押え、強制執行、保全処分、競売申立又は滞納処分の命令若しくは通知が発送されたとき
- (5) ユーザーについて電気通信事業の登録又は届出が取り消されたとき
- (6) ユーザーが電気通信事業の全部を廃止したとき
- (7) ユーザーの所在が不明なとき。
- (8) その他ユーザーの業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

2 ユーザーは、前項第2号から第6号までに定める事由のいずれかが発生した場合、当該事実が発生後速やかに当社に対して書面又は電磁的方法により通知するものとします。

第15条 契約の解除

- 1 ユーザーは、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、利用契約を解除することができます。なお、利用契約をあらかじめ定められた期間の途中で解除した場合であっても、本サービス利用料は按分計算されず、当該期間の残部についての本サービス利用料は返金されません。
- 2 当社は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、ユーザーへの事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 当社への通知内容又は登録情報に虚偽があった場合
 - (2) 第8条（禁止行為）に規定する行為を行った場合
 - (3) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (4) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (5) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (7) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (8) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (9) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (11) その他、ユーザーによる本サービスの利用が不適切であると、当社が判断した場合

合

- 3 ユーザーは、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの本サービス利用料等又は延滞利息がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。
- 4 当社は、利用契約の終了後、本サービスにより保存された録画データその他の記録を保存し続ける義務を負いません。

第16条 ユーザー情報の取扱い

当社によるユーザーのパーソナルデータの取扱いについては、当社プライバシーポリシー (<https://soracom.jp/share/privacy/>) の定めによるものとし、ユーザーはこのプライバシーポリシーに従ってユーザーのパーソナルデータが取り扱われることについて同意するものとします。

第17条 本規約の変更

当社は、本規約を変更できるものとします。当社は、本規約を変更する場合には、当社のウェブサイト (<https://soracom.jp/share/terms/>) への掲示又は当社が別途定める方法でユーザーに当該変更内容を告知するものとし、当該変更内容の告知後、ユーザーが本サービスを利用した場合には、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

第18条 連絡/通知

- 1 本サービスに関する問い合わせその他ユーザーから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からユーザーに対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。
- 2 ユーザーは、その法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、電子メールアドレス、請求書の送付先、支払方法として登録したクレジットカードその他の当社が指定する事項 (本規約において「登録情報」といいます。) に変更があったとき又はかかる変更の予定を認識したときは、当社所定の方法により、直ちに登録情報を変更するものとします。
- 3 当社は、ユーザーが登録情報を変更した場合、当該変更の事実を証明する書類の提示を求めることができるものとします。
- 4 ユーザーが第2項に規定する登録情報の変更を怠った場合において、当社が更新前の登録情報に基づき郵送又は電子メールアドレスへの電子メールの送信を行ったときは、当該通知はユーザーに対して行われたものとみなします。

第19条 守秘義務

当社及び申込者(利用契約の締結後はユーザー。本条において同じとします。)は、第4条(申込の方法)に基づく申込以降、相手方の技術上、経営上及び知り得た相手方のその他一般に公表していない一切の情報に関する秘密を厳守します。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではありません。

(1)法令等に従い必要な範囲において開示する場合

(2)当社が、本サービスの提供及び運営に必要な範囲において、同等の秘密保持義務を課した基幹サービス提供事業者及び委託先に開示する場合

なお、本条は利用契約の締結に至らなかった場合又は利用契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第20条 反社会的勢力の排除

1 当社及びユーザーは、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。

- (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること
- (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること
- (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること
- (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること

- 2 当社又はユーザーが、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
- 3 当社又はユーザーは、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時利用契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
 - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
 - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第21条 利用契約上の地位の譲渡等

- 1 ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、承継（会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 2 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務ならびにユーザーの情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、狭義の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第22条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定又は一部が無効もしくは執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及びユーザーは、当該無効もしくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項又は部分の趣旨ならびに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第23条 準拠法及び管轄裁判所

本規約及び利用契約の準拠法は日本法とし、本規約又は利用契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 映像等視聴・録画サービス

第24条 映像等の撮影

- 1 ユーザーは、本サービス及び本製品を利用するにあたって、映像等の撮影等の対象となる個人（以下「被撮影者」といいます。）の個人情報、プライバシー、肖像権等の権利・利益に配慮するものとし、被撮影者から、映像等の撮影、保存、利用目的等につき有効な同意を取得する等必要な措置をとるものとします。
- 2 ユーザーは、本サービス及び本製品の利用に関連して被撮影者その他第三者との間で生じた紛争を全て自らの責任で解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。当社が当該紛争に関連して支出することとなった費用その他の損害につき、ユーザーは、当社の請求に従って補償するものとします。
- 3 当社は、ユーザーが本サービスを通じて送信した映像等を、本サービスの提供及び運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、当社が第8条（禁止行為）その他の本規約の規定に違反しているものと判断した場合には、ユーザーへの事前の通知なしに、当該映像等の全部又は一部を削除する等の措置をとることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づきユーザーに生じた損害について、当社に故意又は重過失のある場合を除き、責任を負いません。

第25条 ユーザーによる第三者への提供

- 1 ユーザーは、SORACOM パートナースペース(当社が同名にて当社ウェブサイト等で提供するプログラムを意味します。)への登録、当社が指定する契約の締結その他当社が定める手続の履行を行った場合は、本サービスを自己の商品又はサービス（以下「ユーザーサービス」といいます。）に組み込んで、第三者(かかる第三者を、以下「ユーザー顧客」といいます。)に提供することができます。ただし、その場合、ユーザーサービスの提供に関する一切の責任はユーザーが負担するものとします。また、ユーザーはユーザー顧客の本規約の条件の遵守について責任を負うものとし、ユーザー顧客の本規約の不履行は、ユーザーの不履行とみなします。疑義を避けるために述べると、当社は、ユーザーが本条に従って本サービスを組み込んだユーザーサービスを第三者に提供するにあたって、原則として、卸価格その他の特別な条件を与えません。
- 2 前項にかかわらず、ユーザーは、別途当社から書面又は電磁的方法による事前の承諾を得ない限り、本サービスに付加価値をつけることなく、本サービスを再販売、サブライ

センスその他の方法で第三者に提供することはできません。なお、当該付加価値の有無は当社がその裁量により判断します。

- 3 当社から書面又は電磁的方法による事前の承諾を得た場合を除き、ユーザー顧客が更に他の者に対して本サービスを提供すること（以下「再々提供」といいます。）はできません。ユーザーは、ユーザー顧客との契約により、ユーザー顧客に対して当社の事前の承諾なく再々提供を行わない義務を課すとともに、ユーザー顧客が当該義務に違反して再々提供を行わないよう監督する義務を負うものとします。
- 4 ユーザーは、第1項に従ってユーザーサービスをユーザー顧客に提供する場合において、当社の登録商標又は商標の使用を希望するときは、当社から書面又は電磁的方法による事前の承諾を得るものとし、当社が別途定める条件を遵守するものとします。
- 5 ユーザーは、ユーザー顧客に対して、自らの責任により、ユーザーサービスに係る提供条件等の説明を行うことを要し、当社はかかる説明が適切になされなかったことに関して一切の責任を負いません。
- 6 ユーザーは、ユーザー顧客の撮影又は管理する映像等を閲覧、解析、利用等する場合には、あらかじめユーザー顧客の同意を得るものとします。
- 7 ユーザーは、本条に従ってユーザーサービスを提供するときは、自らの責任により、ユーザー顧客その他の第三者からの、ユーザーサービスの料金、サービス内容その他一切の事項に関する問合せ、苦情等の受付及び対応を行うことを要します。
- 8 当社がユーザーサービス（ユーザー顧客によるユーザーサービスの利用を含む）に関連して損害を被った場合、ユーザーは、当社の請求に従ってかかる損害を補償するものとします。
- 9 本サービスの一部として提供される専用通信回線の再提供については、本条に定めるもののほか、第26条により準用されるSORACOM Air Japan 約款の再提供に関する規定が併せて適用されるものとします。
- 10 ユーザーが本条に基づきユーザー顧客にplan-MC2を提供する場合において、第26条第2項により準用されるSORACOM Air Japan約款第8.6条（ブロードバンドユニバーサルサービス料）に基づき当社に負担金が請求されたときは、ユーザーは、本サービス利用料とは別に、同条に定める支援機関が算定する1回線あたりの単価に、ユーザーが当該支援機関に報告した回線数（当該回線数のうち、通信キャリアが当社に対し負担金を請求した対象となるものに限ります。）を乗じて算定した額を、ブロードバンドユニバーサルサービス料として当社に支払うものとします。

- 11 ユーザーは、ユーザー顧客に視聴管理ツールを利用させる場合、当社が別途定める視聴管理ツールに関する規約に従うものとします。

第3章 通信回線

第26条 通信回線及び約款の準用

1. 本サービスには、専用の通信回線として、株式会社NTTドコモの無線ネットワークを利用するLTEデータ通信サービスであるplan-MC2回線(以下「plan-MC2」といいます。)が含まれます。plan-MC2の提供区域は、日本国の全ての地域とします。また、その提供区域内であっても電波の伝わりにくいところでは、plan-MC2を利用することができない場合があります。
2. plan-MC2には、本規約のほか、SORACOM Air Japanサービス契約約款(以下「SORACOM Air Japan約款」といいます。)が準用されるものとします。ただし、SORACOM Air Japan約款のうち、第2章「サービスの種類等」のうち第2.1条「サービスの種類」、第4章「契約者の変更等」のうち第4.2条 名義変更(契約上の地位の移転又は承継)、第5章「利用の制限、中断、中止及び停止等」のうち第5.3条「サービス利用の一時中断」ただし書、第9章「SIMカードの貸与等」のうちplan-D及びplan-DUに関する規定、第10章「通信」のうち付加機能に関する規定、第13章「料金等」、第17章「補償」、第18章「雑則」のうち付加機能に関する規定、第19章「付加機能」、別紙1「料金表」(第5「SORACOM Air Japanサービス ブロードバンドユニバーサルサービス料」を除きます。)、別紙2「plan-MC追加規約」に関する規定は、plan-MC2には準用されないものとします。なお、準用にあたって「SORACOM Air Japanサービス」とあるのを「plan-MC2」と、「契約者」とあるのを「ユーザー」と読み替えます。

第27条 適用関係

本規約の規定と、前条第2項により準用されるSORACOM Air Japan約款(読替後のものを含みます。)の規定とが矛盾・抵触する場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

第28条 目的外利用の禁止

plan-MC2のSIM及び回線契約は、単体で購入することはできません。当社が別段の意思表示をしない限り、本サービスの一部として提供されます。ユーザーは、plan-

MC2のSIMを本製品以外の機器に装着して利用すること、その他本サービスを利用する以外の用途でplan-MC2を利用すること（以下「目的外利用」といいます。）はできません。また、当社は、目的外利用に対して一切の技術サポートを行いません。

第29条 使用状況の調査等

当社は、plan-MC2のユーザー回線における毎月のデータ通信量を確認し、1料金月における上り又は下りの通信量が次条及び本サービス仕様等に記載する上限を超えるなど、目的外利用が疑われる場合には、ユーザーへ使用状況の調査を行うことがあります。ユーザーは当該調査に協力するものとします。ユーザーが当該調査に回答しなかった場合、又は当該調査の結果、目的外利用をしている、もしくは本規約・SO RACOM Air Japan約款等に反していると当社が判断した場合、当該ユーザー回線又は当該ユーザーによる本サービスの利用停止又は解約を行う権利を当社は有します。ユーザーは、目的外利用を行った場合又は本条に基づき当社が利用停止若しくは解約を行った場合であっても、目的外利用の期間中及び利用停止の期間中の本サービス利用料その他本規約に基づき発生した料金の支払義務を免れないものとします。

第30条 データ通信量

当社は、plan-MC2の1回線契約ごとの1料金月あたりのデータ通信量について、本サービス仕様等において上限を設けます。

本サービス仕様等において、上りはユーザーが利用する本製品から当社、下りは当社からユーザーが利用する本製品への通信量を意味します。1料金月内で付与されたデータ通信量を超過した場合、当月の通信速度は本サービス仕様等に記載の速度に制限されます。1料金月の末日において、ご利用のデータ通信量が上記データ通信量に満たない場合であっても未使用分のデータ通信量が翌月に持ち越されることはありません。

第4章 その他

第31条 本サービスの利用状態について

1. 本サービスにおいては、ユーザーが利用する SIM(plan-MC2)を含めた本製品1台ずつについて利用状態(ステータス)が定められます。本サービス利用料は、本サービスの利用状態に応じて発生します。
2. 本製品は、カメラ本体1台に対して常にSIM (plan-MC2) は 1回線のみです。
3. 本サービスの利用状態 (ステータス) 及び利用状態毎の料金は、下表のとおりとします。なお、月額利用料については日割り計算を行いません。1料金月中に一度でも利用状態がActiveとなった場合、当該料金月については、Activeの料金が適用されるものとします。
4. 利用状態 (ステータス) が「Ready」もしくは「Suspended」であるユーザーの本製品が継続的かつ多量の接続要求を行っていることを検出した場合、当社は、電気通信設備に過度な負荷がかかるのを避けるため、当該本製品の利用状態 (ステータス) を「Active」に変更することがあります。ユーザーは、かかる変更後においては、利用状態 (ステータス) が「Active」の場合における利用料を支払う義務を負います。

利用状態	詳細	1料金月あたりの利用料 (税別)
Ready	当社が本製品を発送した日の翌日午前1時 (日本時間) 以降、ユーザーがまだ一度もデータ通信をしていない状態。データ通信を行った場合はActiveへ自動的に状態遷移する。また、本状態から直接Terminatedへ遷移することはできない。	Readyとなった料金月を初月として最大2料金月分は0円、3料金月目からは400円
Active	本サービスを利用できる状態。	利用契約において定めるプラン毎の料金
Suspended	一時的にサービスを利用中断している状態。本サービスが提供する一部機能を利用できない (録画済みの映像再生やエクスポートは可能)。Activeからのみ本状態に遷移することができる。本状態から再びActiveへ状態遷移することができる。	400円 (ただし、Suspendedに遷移した料金月は、Activeの料金が適用される。)

Terminated	本サービスを解約した状態。本状態に移行した時点で即時本サービスが提供する全ての機能を利用することができない。本状態に遷移した場合、それ以降一切の状態変更はできない。なお、Active又はSuspendedからのみ本状態に遷移することができる。	0円 (ただし、Terminatedに遷移した料金月は、当該料金月中に一度でもActiveとなった場合はActiveの料金、それ以外の場合はSuspendedの料金が適用される。)
------------	---	---

5. 本製品の故障により交換が発生した場合、交換前の本製品は本サービス利用対象から外れ、利用できなくなります。ただし、交換前に録画していた映像の再生やエクスポートについてはご契約プランの録画保存期間が過ぎるまでご利用頂けます。
6. 1料金月中にプランを変更した場合、当該料金月については、当該料金月中に適用されたプランのうち最も高額なプランの料金を適用し、日割り計算及び差額の精算は行わないものとします。プランの変更に伴う録画保存期間の変更は、変更時から直ちに適用されます。

第32条 視聴管理ツール

ユーザーは、当社が別途定める利用規約に従い、視聴管理ツールを利用するものとします。

第33条 オプションサービス

当社は、本サービスに付随又は関連して、オプションサービスを提供する場合があります。オプションサービスについても、当社が別段の定めをしない限り、本規約の内容が本サービスと同様に適用されるものとします。

以上